

道路特定財源にかかる事業の執行について

財 政 局

平成20年3月末までに関連法案が成立しなかったため、道路特定財源にかかる暫定税率が失効となりました。

このことについて、国庫支出金など特定の収入を充てる事業については、当該収入が確定した後でなければ執行できないことが和歌山市財務規則において規定されているため、道路特定財源にかかる国庫補助事業についても、内示がない限りは予算の執行を原則として凍結することを予算執行方針において担当局に改めて通知しました。

今後、市民生活に大きな支障をもたらさないためにも、当初予算の着実な執行が可能となるよう、暫定税率の復活と減収分の補填について、強く国に要望を行ってまいります。

平成20年度当初予算における道路特定財源の暫定税率の影響額

暫定税率が廃止された場合

(単位 千円)

1 地方道路整備臨時交付金事業

(単位 千円)

事業個所	事業費	国費
		(地方道路整備臨時交付)
雄湊西浜線	30,000	16,500
市駅小倉線(道路事業)	50,000	27,500
南海橋撤去	107,100	58,905
北インターチェンジ	553,000	304,150
街路事業 (市駅小倉線、松島本渡線、南港山東線、六十谷手平線)	1,587,940	705,650
計	2,328,040	1,112,705

⇒ 0

2 地方譲与税・交付金関係

(単位 千円)

(1) 地方道路譲与税	215,000
(2) 自動車重量譲与税	631,000
(3) 自動車取得税交付金	360,000
計	1,206,000

⇒ 648,320

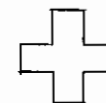
仮に4月末に可決されたとしても国、地方の歳入欠陥に何らの対策もとらない場合には
16.7億円÷12月＝約1.4億円も減少する影響が生じる。

和歌山市の影響額

(単位 千円)

地方道整備臨時交付金

▲ 1,112,705



地方譲与税・交付金

▲ 557,680

合計

▲ 1,670,385